

防災行政無線 古い戸別受信機の撤去について(お知らせ)

令和2年4月1日から、防災行政無線の戸別受信機がタブレット型に変わっています。
古い戸別受信機の撤去について次の①・②の方法で実施いたしますので、ご協力をお願いします。

① ご自身で撤去する方法（各自で取り外し処分できる方について）

古い戸別受信機やアンテナを撤去できる方は、ご自身で取り外してください。取り外した後は電池を抜いて、受信機やアンテナを「その他の燃えないゴミ」の収集日に、指定のゴミ袋に入れてお出しいただくか、役場総務課までお持ちください。

※電池を入れたまま捨てないでください。

② 業者により撤去する方法（ご自分で取り外すことができない方について）

古い戸別受信機やアンテナを、ご自分で取り外すことができない方については、別紙「古い戸別受信機の撤去希望調査・申込書」にて役場にお申込みください。順次、業者が撤去に伺います。

※アンテナのみの撤去も対象になります。

撤去期間：令和3年度～令和5年度（予定）

撤去方法：業者が訪問し撤去します。

※事前に連絡しますので、業者が撤去に伺った時は立会をお願いします。

※撤去費用は村が全額負担します。

撤去の順番：地区ごとに撤去します。（※先着順ではありません）

※申込者の住所が受信機を撤去する場所と異なる場合、撤去する受信機がある地区の順番で撤去します。ご了承ください。

申込み方法：同封の「古い戸別受信機の撤去希望調査・申込書」に必要事項をご記入いただき、返信用封筒にて、郵送してください。

申込み期限：令和3年 6月30日まで

古い戸別受信機のイメージ写真



問合せ先 十津川村役場 総務課
☎0746-62-0001 平日 8:30~17:15